

常磐線竜田・小高間運転再開に向けた
除染及び復旧工事に伴う発生材の処分等に関する覚書

環境省（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、常磐線竜田・小高間の運転再開に向けた東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する除染及び復旧工事（以下「復旧工事等」という。）に伴う発生材の処分等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、常磐線竜田・小高間の復旧工事等に関して、甲が実施すべき除染等の措置に相当する作業を、線路軌道の構造上の特殊性、狭隘性を考慮し、乙がその他復旧工事と一体的に施工することを確認するとともに、復旧工事等に伴う発生材の処分等を、甲と乙が相互に協力して安全かつ効率的に行うことにより、常磐線全線の早期運転再開に資し、もって沿線の復興の加速化に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 用語は、この覚書で別途定めるもののほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）の定めるところによる。

（発生材）

第3条 この覚書において「発生材」とは、常磐線竜田・小高間の復旧工事等に伴って発生する廃棄物及び土壌をいう。

（一体施工）

第4条 常磐線竜田・小高間の復旧工事等のうち、別紙に掲げる作業内容については、放射性物質汚染対処特措法に基づいて甲が実施すべき除染等の措置に相当するものであり、線路軌道の構造上の特殊性、狭隘性を考慮し、安全かつ効率的に施工するため、乙がその他復旧工事と一体的に施工するものとする。

ただし、浪江・小高間の一部において、放射性物質汚染対処特措法に基づき甲が除染等の措置を実施することとされている部分についてはこの限りではない。

（発生材の発生量の抑制）

第5条 乙は、復旧工事等の施工に当たり、別紙に従い各作業内容の有効性を十分に検討し、発生材の発生量を最小限に抑制することに努めるものとする。

（放射性物質汚染対処特別措置法による除染等の措置に相当する発生材の処分等）

第6条 乙が施工する復旧工事等による発生材のうち、別紙の作業内容に伴う発生材については、原則として甲がその責任において仮置場の確保、仮置場への搬入（乙の用地内における小運搬を除く）、仮置場における保管、搬出、処分等（以下「処分等」という。）を行うものとする。

（放射性物質汚染対処特別措置法による除染等の措置に相当しない発生材の処分等）

第7条 前条に該当する以外の発生材については、指定廃棄物に申請・指定されたものを除き、原則として乙の責任において処分等することとする。

2 指定廃棄物に指定されたものについては、甲は乙と保管委託契約を締結することにより、保管に要する経費の負担を行うことができるものとする。

(仮置場の確保)

第8条 前条の発生材の処分等に必要となる仮置場（一時保管場所）については、乙が自ら確保することを原則とするが、地元事情等のやむを得ない理由により乙が確保できない場合は、自治体の協力のもと、甲がその仮置場の確保に協力するものとする。

2 前項に基づき甲が仮置場を確保した場合の土地使用及び維持管理に要する経費の負担は、指定廃棄物に指定されたものを除き、原則として乙が行うものとする。

(発生材の再利用等)

第9条 放射性物質濃度が比較的低い発生材について、乙は、地元自治体等における公共工事での再利用等が図られるよう努めるものとし、甲は関係省庁と連携して、上記再利用等の促進に向けた取組みを行うものとする。

(発生材処理先の確保支援)

第10条 第7条の発生材の処理先が見つからない場合については、乙が発生材を円滑に処理できるように、甲は関係機関等と共に処理業者の紹介等の支援等を行うものとする。

(費用)

第11条 発生材の処分等に関する費用のうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因するものについては、甲及び乙が、それぞれ東京電力に請求するものとする。

(詳細協議)

第12条 本覚書に基づく実施細目については、甲の福島環境再生事務所長と乙の水戸支社長とで協議を行うものとする。

(疑義等の解決)

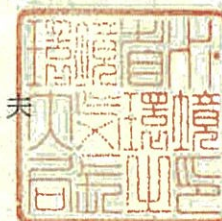
第13条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議し、決定するものとする。

平成 28 年 6 月 3 日

甲 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
環境省
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長
鎌形 浩



水・大気環境局長 高橋 康夫



乙 東京都渋谷区代々木2丁目2番2号
東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役副社長 深澤 祐二



放射線物質汚染対処特別措置法における除染に相当する範囲

【別紙】

区間別 キ口程 (日暮里起点)	避難指示解除準備区域 (線路延長 16.0 km) (※1)	居住制限区域 (線路延長 5.6 km)	帰還困難区域		
			低線量区間 (線路延長 9.0 km) [3.8 μ Sv/h(20m Sv/年) 以下]	中線量区間 (線路延長 2.7 km) [3.8~9.5 μ Sv/h (20~ 50m Sv/年)]	高線量区間 (線路延長 2.2 km) [9.5 μ Sv/h (50m Sv/年) 以上]
除染に相当する範囲	241k300m-249k391m 266k217m-267k640m 268k220m-269k751m 271k841m-276k811m	249k391m-252k290m 267k640m-268k220m 269k751m-271k841m	252k290m-256k880m 260k920m-263k980m 264k820m-266k217m	256k880m-258k100m 259k780m-260k040m 260k580m-260k920m 263k980m-264k820m	258k100m-259k780m 260k040m-260k580m
作業内容					
のり面・路盤 (露出部) 素地	○	○	○	○	○
表土削り取り	× (※2)	○ (5 cm)	○ (5 cm)	○ (10 cm)	○ (10 cm)
原形復旧		○(※3)	○(※3)	○(※3)	○(※3)
のり面 (ブロック・コンク リート等)	○	○	○	○	○
路盤 (バラスト下)					○ (10 cm)
側溝	○	○	○	○	○(※3)
バラスト	○	○	○	○	○
レール	×	○	○	○	○
マクラギ	×	○(※3)	○(※3)	○(※3)	○(※3)
ふき取り バラスト	○	○	○	○	○
除去					
原形復旧					

(※1) 平成 27 年 9 月 5 日に避難指示解除となった増葉町 (竜田駅以北) を含む。

(※2) 環境省の除染工事で表土削り取りを行っている富岡町内、浪江町内、南相馬市内の区間については、5 cm の表土削り取りを除染相当とする。

(※3) 原形復旧は、埋め戻し等であるため、発生材を生じない。